

生駒市教育委員会規則第3号

生駒市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成20年3月31日

生駒市教育委員会委員長 中井 公人

生駒市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する等の規則

(生駒市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 生駒市教育委員会事務局組織規則(平成2年4月生駒市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中 「生涯学習振興課 生涯学習振興係 文化振興係  
女性青少年課 女性青少年係  
中央公民館 公民館係 地区公民館係  
芸術会館 管理係」を

「生涯学習課 生涯学習係 文化振興係 女性青少年係  
男女共同参画プラザ  
中央公民館 公民館係 図書係 地区公民館係  
芸術会館」に、「奉仕係」を

「図書係」に、「体育振興課 体育振興係」を「スポーツ振興課 スポーツ振興係」に改める。

第3条庶務係の項中第16号を第17号とし、第2号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその公表に関すること。

第4条中第11号を第12号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 青少年相談に関すること。

第7条中「生涯学習振興課」を「生涯学習課」に改め、同条生涯学習振興係

の項を同条生涯学習系の項とし、同条に次の1項を加える。

#### 女性青少年係

- (1) 男女共同参画審議会に関する事。
- (2) 男女共同参画及び青少年関係団体の指導育成に関する事。
- (3) 青少年健全育成に関する事。
- (4) 男女共同参画プラザの管理及び運営に関する事。
- (5) 生駒山麓公園野外活動センターの管理及び運営に関する事。
- (6) 生駒山麓公園ふれあいセンターの管理及び運営に関する事（福祉総務課及びみどり推進課に関するものを除く。）。
- (7) その他男女共同参画及び青少年に関する事（男女共同参画プラザに係るものを除く。）。

第8条を次のように改める。

第8条 男女共同参画プラザの事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画に係る相談に関する事。
- (2) 男女共同参画専門委員に関する事。
- (3) 男女共同参画に関する情報の収集及び提供に関する事。
- (4) 男女共同参画社会の実現を目指す団体等の交流活動の支援に関する事。
- (5) 男女共同参画社会の実現のための講座及び研修会に関する事。
- (6) その他男女共同参画の推進に関する事。

第9条公民館系の項の次に次の1項を加える。

#### 図書係

- (1) 中央公民館図書室事業の企画及び運営に関する事。
- (2) 中央公民館図書室資料の収集、整理及びその活用に関する事。
- (3) 中央公民館図書室奉仕に関する事。

第9条の2を次のように改める。

第9条の2 芸術会館の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 芸術及び文化の振興に関すること。
- (2) 芸術会館事業の企画及び運営に関すること。
- (3) 美術品収集委員会に関すること。
- (4) その他芸術会館の管理及び運営に関すること。

第9条の3中奉仕係の項を図書係の項とする。

第9条の4中奉仕係の項を図書係の項とする。

第10条中奉仕係の項を図書係の項とする。

第11条中「体育振興課」を「スポーツ振興課」に改め、同条体育振興係の項を同条スポーツ振興係の項とする。

第15条を削り、第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(参事)

第14条 部に参事を置くことができる。

2 参事は、上司の命を受け、特に指定された事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第17条第2項中「芸術会館にあつては、館長」を「男女共同参画プラザにあつては所長、芸術会館にあつては館長」に改める。

第18条第1項中「係長」の次に「(男女共同参画プラザ及び芸術会館にあつては、係長を置くことができる。)」を加える。

(生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部改正)

第2条 生駒市教育委員会事務局事務決裁規則(昭和56年7月生駒市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第14条第1項」を「第15条第1項」に改める。

第7条の3を削る。

第7条の2第4号及び第6号中「所属参事、所属副参事及び」を削り、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

(参事の専決事項)

第7条の2 参事が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 特に指定された定例又は軽易な許可、認可、命令及び滞納処分に関すること。
- (2) 特に指定された課相互の総合調整及び運営に関すること。
- (3) 参事の宿泊を伴わない出張命令に関すること。

第8条第5号中「第7条の2第5号」を「第7条の3第5号」に改める。

第10条（見出しを含む。）中「体育振興課長」を「スポーツ振興課長」に改める。

第11条（見出しを含む。）中「、女性青少年課長」を削る。

第12条第4号中「第7条の2第5号」を「第7条の3第5号」に改める。

(生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正)

第3条 生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号イ中「次長、参事、副参事」を「参事、次長」に改める。

(生駒市教育委員会公印規則の一部改正)

第4条 生駒市教育委員会公印規則（昭和56年7月生駒市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「生涯学習振興課長」を「生涯学習課長」に、

学校印	14	てん書	縦横 24mm	一般公印	学校長
学校印	15	てん書	縦横 40mm	褒賞専用	学校長
学校長印	16	てん書	縦横 21mm	一般公印	学校長
幼稚園印	17	てん書	縦横 21mm	一般公印	幼稚園長
幼稚園印	18	てん書	縦横 40mm	褒賞専用	幼稚園長
幼稚園長印	19	てん書	縦横 21mm	一般公印	幼稚園長

を

幼稚園印	14	てん書	縦横 21mm	一般公印	幼稚園長
幼稚園印	15	てん書	縦横 40mm	褒賞専用	幼稚園長
幼稚園長印	16	てん書	縦横 21mm	一般公印	幼稚園長
学校印	17	てん書	縦横 24mm	一般公印	学校長
学校印	18	てん書	縦横 40mm	褒賞専用	学校長
学校長印	19	てん書	縦横 21mm	一般公印	学校長

に改める。

別表第2中

「

14

学	○	生
校	○	駒
之	○	市
印	○	立

15

学	○	生
校	○	駒
之	○	市
印	○	立

16

学	○	生
校	○	駒
長	○	市
之	○	立
印	○	立

を

17

幼	○	生
稚	○	駒
園	○	市
之	○	立
印	○	立

18

幼	○	生
稚	○	駒
園	○	市
之	○	立
印	○	立

19

稚	○	生
園	○	駒
長	○	市
之	○	立
印	幼	立

」

「

14

幼	○	生
稚	○	駒
園	○	市
之	○	立
印	○	立

15

幼	○	生
稚	○	駒
園	○	市
之	○	立
印	○	立

16

稚	○	生
園	○	駒
長	○	市
之	○	立
印	幼	立

に

17

学	○	生
校	○	駒
之	○	市
印	○	立

18

学	○	生
校	○	駒
之	○	市
印	○	立

19

学	○	生
校	○	駒
長	○	市
之	○	立
印	○	立

」

改める。

(生駒市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第5条 生駒市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則(昭和56年7月生駒市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改める。

第3条の表中「次長、参事、副参事」を「参事、次長」に改める。

(生駒市女性センター規則の廃止)

第6条 生駒市女性センター規則（平成2年4月生駒市教育委員会規則第3号）

は、廃止する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。